

社会福祉法人 学優会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	実地	<p>賞与引当金について、引当金の計上要件（将来の特定の費用であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合）に該当し、職員に対して賞与を支給する場合には、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上することになっているが、計上されていない。賞与引当金を適正に計上すること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準第5条第2項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 18 引当金について、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 18 引当金について（2）賞与引当金について】</p>	<p>法人経理規程第57条「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。」との規定に基づき、今年度決算より賞与引当金を適正に計上いたします。</p>	R5.8
6	未実施	—	—	—
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施  
「書面」・・・書面による監査を実施  
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度  
「延期」・・・特別な事情により延期した場合  
「中止」・・・災害等により延期